

令和8年度境港航行安全施設に係る部品等交換及び点検業務仕様書

1 業務名

令和8年度境港航行安全施設に係る部品等交換及び点検業務

2 履行場所

境港（鳥取県境港市及び島根県松江市）

境港管理組合（以下「発注者」という。）が管理する航路標識灯等の航行安全施設は、別紙1「航路標識灯・灯浮標一覧」及び別紙2「航路標識灯・灯浮標配置図」のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

4 業務内容

(1) 航行安全施設の部品調達・交換

発注者が管理する航路標識等の機能維持に必要な部品を調達し、既設品との交換作業を行うこと。調達・交換が必要な部品は、別紙3「境港航行安全施設管理台帳」において、背景を赤色で着色したものである。

(2) 航行安全施設の点検

発注者が管理する航路標識灯等の航行安全施設について、別記様式1「点検報告書」の項目に従って点検を実施し、点検状況写真等を添付して提出すること。

不良箇所が確認された場合には、発注者へ速やかに報告すること。発注者は、受注者と協議の上、応急措置等を指示する場合がある。

5 その他

(1) 受注者は、業務着手前に発注者へ工程表を提出すること。

(2) 業務の遂行は関係法令を遵守して行うこととし、作業等を行うために必要な許可等の手続は受注者が行うこと。

(3) 業務従事者には、十分な経験を有した者を配置すること。

(4) 点検対象施設の一部は、水域施設に設置してあるものがあり、移動には船舶を必要とする。

水域において作業を行う際には、船舶交通の安全を確保するため、警戒船を配置する等必要な安全対策を講じること。

(5) 業務に必要な消耗品、工具、船舶は、受注者の負担で用意すること。

(6) 業務完了後の清掃、片付け等については、確実に実施すること。

(7) 部品交換等によって生じた廃棄物の処理に必要な費用は、受注者が負担すること。

(8) 業務対象場所等においては、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えないように十分注意をすること。

(9) 緊急事態が発生した場合においては、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において処理すること。

(10) 業務が完了したときは、別記様式2「完了報告書」を速やかに発注者へ提出すること。

(11) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が別途協議して定める。

別記様式 1

点検報告書

施設名				管理番号	〇〇県側	
点検日		令和 年 月 日		点検者		
点検項目		点検内容		判断方法	判定	備考
標体	外観	破損・変形		目視		
		塗装汚れ・変色		目視		
		各取付ボルトの緩み		レンチ		
		電源室内部の漏水		目視		
		電源室のパッキン変形劣化		目視		
灯ろう	外観・動作	レンズの破損・汚れ		目視		
		結露・漏水		目視		
		日光弁によるON/OFF		目視		
		周期（4秒1閃光）		目視		
電源装置	動作	パネルの破損・変形		目視		
		太陽電池出力電圧		テスター		
		出力電圧（無負荷時）		テスター		
		出力電圧（負荷時）		テスター		
		蓄電池電圧		テスター		
		充電制御器の作動		目視		
		ヒューズの確認		目視		
配線材	外観	ケーブルの劣化		目視		
		端子・コネクタの腐食		目視		
記事						

<記載要領>

- ・判定：「良」又は「不良」を記載し、判定が「不良」の場合は、備考にその理由等を記載する。
- ・記事の欄には、参考となる情報を記載する。
- ・電源装置の判断基準は次のとおりとする。

<12V仕様の場合>

項目	判断基準
太陽電池出力電圧	晴天時：1.6V以上、曇天・雨天時：1.2V以上
出力電圧（無負荷時）	{(蓄電池の電圧地) - (0.5V)} 以上の電圧
出力電圧（負荷時）	{(蓄電池の電圧地) - (0.7V)} 以上の電圧
蓄電池電圧	1.2V以上の電圧又は使用開始から4年まで

<6V仕様の場合>

項目	判断基準
太陽電池出力電圧	晴天時：8V以上、曇天・雨天時：6V以上
出力電圧（無負荷時）	{(蓄電池の電圧地) - (0.5V)} 以上の電圧
出力電圧（負荷時）	{(蓄電池の電圧地) - (0.7V)} 以上の電圧
蓄電池電圧	6V以上の電圧又は使用開始から4年まで